

## 企業年金連絡協議会（企年協）情報セキュリティポリシー

企業年金連絡協議会（以下、「企年協」という）は、その理念に則り、企年協の保有する情報資産の安全性確保と適正なデータの維持管理、機密保護を図り、会員が安心して企年協活動に参画できるよう情報セキュリティポリシー（以下、「ポリシー」という）を制定する。

### （情報セキュリティ基本方針）

第1条 企年協は、情報セキュリティに関する基本方針を次の通り定める。

- （1）企年協が保有する情報の漏洩、紛失、破壊、改ざん、不正使用等を許さない。
- （2）企年協の組織や利用するシステムにおいて、情報に対するリスクを常時認識し、漏洩等の事故を防止する努力を怠らない。
- （3）利用するシステムにおいて、一時保管されるデータは使用後に速やかに削除する等個人情報データ等は厳格に管理する。
- （4）情報セキュリティに関する最新情報等を会員に周知し、安全認識の共有化を図る。
- （5）情報漏えい等不測の事態が発生した場合は、迅速に対応し事態の拡大を防ぐと共に徹底した原因究明を行ない、再発防止策を講じる。

### （適用範囲）

第2条 ポリシーの適用範囲における情報とは紙媒体で記録されたもの、電子化されたもの等形式に関わらず企年協が保有する情報を総称し、システム・組織・運営体制等のリソースを含むものとする。

### （適用対象者）

第3条 企年協の会員及びそこに所属する職員、企年協事務局職員を含む企年協の情報資産を利用する者（利用した者を含む）とする。

### （業務委託）

第4条 ポリシーの適用範囲で行なう作業を外部業者に委託する場合は業務委託契約書を締結し、契約上で遵守すべきセキュリティ管理策を明記して、セキュリティ事故時の責任の所在を明確にする。

### （情報セキュリティ対策会議）

第5条 情報セキュリティを維持するために、企年協会長のもとに「情報セキュリティ対策会議」（以下「対策会議」という）を別表の通り設置する。対策会議の議長は企年協会長が務め、総務担当副会長を副議長とし議長を補佐する。対策会議事務局は企年協事務局長が兼務し、会議メンバーとして副会長が参画する。

(対策会議の役割)

第6条 対策会議の役割は、ポリシーの周知徹底、情報セキュリティに関する教育活動の実施、会員へ関連情報提供を通じたリスク管理、緊急時における対応方針の策定等、企年協における情報セキュリティマネジメントを推進する。

(情報セキュリティ対策の実施)

第7条 対策会議は、情報セキュリティ管理状況の把握に加えて、情報資産に係る不正アクセス、破壊、情報漏えい、改ざんなどを防止するための組織体制、規程等の整備、対策実施手順の策定、セキュリティ侵害時の緊急対応方法などの情報セキュリティ対策を実施する。

(対策会議の招集)

第8条 対策会議の招集は議長が行うものとし、定例対策会議を年間1回(2月)開催する。また、議長は緊急事対応等必要に応じて随時対策会議を招集、開催することができる。

(タスクフォース)

第9条 対策会議は、職務を遂行するにあたってタスクフォースを設置することが出来る。タスクフォースの責任者は、対策会議メンバーのうち1名が務め、対策会議より与えられた任務を遂行する。また、対策会議は、外部の有識者を含むタスクフォースメンバーをその都度任命する。

(適用対象者の遵守義務)

第10条 適用対象者は、ポリシーを厳格に遵守しなければならない。

(附則)

ポリシーは、平成27年12月1日より施行する。

(別表)

情報セキュリティ管理体制

